

1. 第三者技術者 (the Engineer) の活用

(3) 第三者技術者の選定方法等について

試行工事における第三者技術者選定の基本的な考え方

第三者技術者の業務は、現場における監督、検査、設計変更等の高度な技術的判断が必要であることから、こうした技術者を評価するプロポーザル方式により選定する。

項目	対応方針及び考え方（案）	円借款事業におけるJICAのコンサルタント雇用の評価手順がド	国交省におけるCM試行業務委託における選定方式
選定方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円借款事業では、「価格：技術＝1：4」のQCBS（総合評価）を推奨 ・ 複雑又は高度な専門性が要求される事業等については、QBS（プロポーザル方式、1社特定後価格交渉）を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル方式
第三者技術者の選定評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の手順・項目で評価を実施 (1)選定段階： <ul style="list-style-type: none"> ①参加表明者(企業)の経験・能力 ②技術者の経験・能力 (2)特定段階： <ul style="list-style-type: none"> ①当該プロジェクトに関する技術力 ②プロジェクト監理に必要な技術力 ③監督・検査・設計変更を実施するに当たっての技術力・判断力 <ヒアリングにより確認・評価> 	<ul style="list-style-type: none"> (1)ショート・リスト作成段階(3～5社) <ul style="list-style-type: none"> ①同種業務の経験・実績 ②動員可能なスタッフの経験・能力等 (2)1社決定段階 <ul style="list-style-type: none"> ①コンサルタントの経験（10～20%） ②方法論及び作業計画の妥当性（20～50%） ③スタッフの能力（30～60%） 	<ul style="list-style-type: none"> (1)選定段階 <ul style="list-style-type: none"> ①参加表明者（企業）の資格・同種業務実績・成績・表彰有無 ②予定技術者の経験・能力 (2)特定段階 <ul style="list-style-type: none"> ①予定技術者の経験・能力 ②実施方針 ③特定テーマに対する技術提案
積算、業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ CM業務委託（試行）の積算基準・体制等を参考として設定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 体制：管理技術者及び技術スタッフ5人程度 専任：管理技術者 常駐：チーム全員が現場常駐 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算：単価は200万円/人月程度 ・ 人数：20億円のトンネル工事で、エンジニア及びスタッフは10人程度 ・ 全員専任。現場常駐は一部スタッフ有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胆沢ダムの試行事例： <ul style="list-style-type: none"> 対象：堤体盛立工事・原石山材料採取工事等 体制：管理技術者及び技術スタッフ(4人)：計5人 委託金額：約19.5千万円(税込) 専任：管理技術者 常駐：チーム全員が現場常駐。
業務成績評定付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者技術者業務用の成績評定要領を作成し、成績評定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務成績評定は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務成績評定要領に基づき実施

試行工事における第三者技術者選定における評価項目等(案)

(1)選定段階

①参加表明者(企業)の経験・能力

評価項目	評価の着眼点
組織の適格性	<ul style="list-style-type: none"> 以下により企業の体制(組織)を確認 平成〇年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者 平成〇〇・〇〇年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち〇〇工事に認定されている者 以下により企業の中立性を確認 当該工事の受注者(又は応札者)と資本面・人事面での関係がないこと
企業の経験・能力	<ul style="list-style-type: none"> 当該発注工事と同等以上の規模で、かつ同種の工事に対する企業としての経験・能力(契約完了したものに限り)を下記の順位で評価する。 <ol style="list-style-type: none"> ①海外の公的機関の発注した工事において、FIDIC約款に基づく工事監理を第三者技術者として行った実績 ②海外の公的機関の発注した工事(FIDIC約款に基づく第三者技術者が位置づけられた工事に限り)を元請けとして施工した実績 ③海外の公的機関の発注した工事を元請けとして施工した実績 ③国内において公共工事を元請けとして施工した実績 ③国内において公共工事の工事監理を行った実績、又は発注者として監督・検査を行った実績

②技術者(管理技術者及び担当技術者)の経験・能力

評価項目	評価の着眼点
技術者の経験・能力 (第三者技術者として求められる業務実績の内容)	管理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 当該発注工事と同等以上の規模で、かつ同種の工事に対する管理技術者としての経験・能力(契約完了したものに限り)を下記の順位で評価する。 <ol style="list-style-type: none"> ①海外の公的機関の発注した工事において、FIDIC約款に基づく工事監理を第三者技術者の管理技術者(プロジェクトマネジャー)として務めた実績 ②海外の公的機関の発注した工事(FIDIC約款に基づく第三者技術者が位置づけられた工事に限り)において、元請け施工者の監理技術者(プロジェクトマネジャー)を務めた実績 ③海外の公的機関の発注した工事において、元請け施工者の監理技術者(プロジェクトマネジャー)を務めた実績 ③国内公共工事の監理技術者の実績 ③国内公共工事の工事監理業務における管理技術者の実績、又は発注者として監督・検査を行った実績
	担当技術者 <ul style="list-style-type: none"> 管理技術者の評価の着眼点(上記)に準じて、各担当技術者の経験・能力を評価

試行工事における第三者技術者選定における評価項目等(案)

(2)特定段階

当該プロジェクトに対する適格性(ヒアリングにより確認・評価)

評価項目	評価の着眼点
<p>当該プロジェクトに関する技術力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの目的、条件、内容に関する理解度 (当該プロジェクトの工事規模、工事工種に相応しい専門技術力を有しているか など)
<p>プロジェクト監理に必要な技術力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を適切に実施するために必要な技術者の経験・能力に関する考え方(専門技術分野、実務経験レベル、責任分担等)及び配置技術者の妥当性 ・当該プロジェクトの工事工程表に基づく工事監理業務実施フローの具体性・妥当性 (配置技術者の投入時期や投入期間の設定に関する考え方 など)
<p>監督・検査・設計変更を実施するに当たっての技術力・判断力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の公共工事における監督、検査、設計変更等の手続き、および契約約款に関する理解度 ・FIDIC契約約款に基づく工事監理に関する理解度 (監督・検査・設計変更の手続きと内容、第三者技術者の役割と権限、日本の公共工事における工事監理との差異 など) ・クレーム処理等の契約管理に関する理解度